

宇土市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画



2026年(令和8年)4月

宇土市教育委員会

目次

1	計画の趣旨・現状	2
2	目標	4
3	計画の期間	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	4
5	関連する取組、今後のフォローアップについて	7

1 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、宇土市第4次教育振興基本計画に基づき、教育の質の向上と持続的な学校運営の実現を目指して、教育職員の業務量の適正化及び心身の健康確保に関する実施計画を策定するものです。また、本計画は、働き方改革の推進、教育職員のワーク・ライフ・バランスの推進、職場環境の改善を通じて、児童生徒一人ひとりに寄り添う教育の実現を目的としています。

近年、教育職員の業務量の増加や長時間労働、心身の健康問題が社会的な課題となっており、文部科学省においても「学校における働き方改革」が推進されています。こうした状況を踏まえ、教育委員会としても教育職員一人ひとりの業務量を適切に管理し、労働時間の縮減や業務の効率化を図るとともに、健康診断やストレスチェック等の健康確保措置を計画的に実施することが求められています。

本計画では、業務量の適正な把握・分担、労働時間管理の徹底、健康診断やストレスチェックの実施、長時間労働者への個別対応、メンタルヘルス対策など、総合的な業務量管理及び健康確保措置を講じます。これにより、教育職員の健康保持・増進とワーク・ライフ・バランスの充実を図り、児童生徒へのより良い教育環境の提供につなげていきます。

教育委員会は、本計画に基づき、今後も継続的に職場環境の改善に努めてまいります。

(2) 本市の現状

本市においては、近年、児童生徒数の変動や教育現場における課題の多様化・複雑化への対応、ICT教育や特別支援教育、地域連携活動の推進など、教育職員に求められる業務が拡大しています。その結果、教育職員一人あたりの業務量が増加し、長時間労働が常態化する傾向が見られます。

また、これらの多忙な状況により、教育職員の心身の健康への影響も懸念されており、健康診断やストレスチェックにおいて再検査やフォローが必要なケースも増加しています。特に若手教育職員や管理職においては、業務の負担感やメンタルヘルス不調の訴えが目立つ傾向にあります。

さらに、本市では人員配置や校務支援体制が十分でない学校もあり、短時間勤務教育職員や支援員の活用も十分に進んでいない状況です。こうした環境下で、教育職員が児童生徒への指導・支援に専念できる体制の整備が喫緊の課題となっています。

本市における2024年（令和6年）度の教育職員の時間外在校等時間の状況は以下のとおりであり、時間外在校等時間が45時間を超える教育職員の割合は、小中学校をあわせて15.4%でした。

【2024年（令和6年）度の時間外在校等時間の状況】

	一人当り月平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月26.2時間	14.4%	0.5%
中学校	月24.0時間	17.2%	0.5%
小中合計	月25.1時間	15.4%	0.5%

教育職員の業務は、授業準備に加え、各種報告書の作成や校務分掌による業務、部活動指導などにより、日常的に業務負担が大きくなっています。そのため、人的措置の拡充や部活動の地域展開等を進めることで、教育職員の業務において、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが求められます。

このようなことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものです。

2 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を22時間とする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレスの割合を10%未満まで減少させる。
【2024年(令和6年)度:11.0%】
- ・ストレスチェックにおける健康リスクの値を70以下とする。
【2024年(令和6年)度:75.7】

3 計画の期間

本計画の計画期間は、2026年(令和8年)度から、2029年(令和11年)度の4年間とする。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ① 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
- ② 放課後から夜間などにおける校外見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における校外見回りについては、警察による見回りに委ねることとし、学校による自主的な見回りは原則として行わないものとする。
 - ・学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことを認識し、関係者間で共有する。
- ③ 学校徴収金の徴収・管理
 - ・すでに公会計化している学校給食費を除く学校徴収金については、徴収業務の標準化や集金業務の一元化が可能なシステムの導入を検討する。

イ 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

- ① 調査・統計等への回答
 - ・校務支援システム等の機能を活用することにより、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ② ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・教育委員会と連携を図りながら、事務職員及びICT支援サポート業者が中心となって行うことを検討する。

- ③ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理
 - ・教育職員による学校プールの管理については、近隣校の共同使用や民間事業者等への委託を検討する。
 - ・体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等の電子化をさらに推進し、負担軽減を図る。
- ④ 校舎の開錠・施錠
 - ・機械警備やデジタル技術を活用した効率化設備の導入、教育職員間の役割分担の見直しにより、教頭等の特定の教育職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。
- ⑤ 校内清掃
 - ・学級担任等の教育職員は児童生徒への指導を主に担うものとし、校内清掃の実施回数や範囲の合理化等による負担軽減を促進する。
- ⑥ 部活動
 - ・2026年（令和8年）9月から、中学校の部活動の一部を平日及び休日を公営クラブへ移行する。その他の部活動についても、順次、公営クラブへの移行に努める。

ウ 教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ① 授業準備
 - ・授業準備や採点作業等を補助する学級支援員を積極的に活用するとともに、デジタル技術の運用を促進するため、ICT支援業務委託業者も積極的に活用する。
- ② 学習評価や成績処理
 - ・校務支援システムの機能や児童生徒用タブレットに搭載されている学習支援ソフト等を活用することにより、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ③ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・児童生徒の課題の状況に応じて、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、特別支援介助員、医療や福祉に関する専門人材、または日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教育職員の協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあつては、教育支援センターの機能強化やサードプレイスの整備等による効果的な支援を促進する。
 - ・こども家庭センター等の関係機関に対して、必要な体制の確保に積極的に参画するよう促す。

(2) 学校における措置の推進

- ア 各学校の教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小学校4年生以上は年間で1086単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合ったものとなるよう見直す。
- イ 当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間や頻度の見直し、放課後の活動時間を勤務時間内に設定するなど、日課表の工夫を行う。
- ウ デジタル技術の活用により、教育職員間における情報共有のデジタル化や保護者との連絡等についてクラウドサービスを利用するなど校務を効率化する。また、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、60%以上にする。【2024年(令和6年)度:52%】
- エ 勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を2026年(令和8年)度中に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ア 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して、医師による面接指導を実施する。
- イ 1日の勤務終了後から翌日の出勤までに11時間以上を目安とする勤務間インターバル(休息时间)の確保に取り組む。
- ウ 在籍する教育職員数が50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%とし、実施後の集団分析結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- エ 心身の健康問題についての相談窓口を設置し、必要に応じて産業医等による助言・指導等の保健指導を受けるよう促す。
- オ 年次有給休暇については、各学校に対して、まとまった日数を連続して取得できるよう促す。
- カ 2026年(令和8年)度中に、学校における定時退校日を月4回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に5日間の一斉閉校期間の設定を継続して行う。
- キ フレックスタイムやテレワークが可能な環境整備を図り、テレワークについては2026年(令和8年)度中に検討を行う。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告する。
- (2) 学校における児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保について、関係部局・関係機関と連携して取り組む。
- (3) 時間外在校等時間に関する目標の達成状況については、本市で導入している教育職員のサービス管理システム（TAP）で把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- (4) 教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が認められる場合は、当該学校に対して聞き取りや指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校については、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的な活用を促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 保護者や地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者及び地域の各行政区等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知するとともに、具体的な項目について協力が得られるよう取り組む。